

総行情第60号
総行女第15号
総財調第11号
総情地第57号
総情流第34号
令和2年4月15日

各都道府県担当部局長 殿
(財政担当課扱い)
(市町村担当課扱い)

自治行政局地域政策課地域情報政策室
自治行政局公務員部女性活躍・人材活用推進室
自治財政局調整課
情報流通行政局地域通信振興課
情報流通行政局情報流通振興課情報流通高度化推進室
(公 印 省 略)

自治体行政のスマート化の実現のための取組に対する地方財政措置について (通知)

今後の人口減少・少子高齢化の進行により、労働力の供給制約が見込まれる状況を踏まえ、自治体行政の高度化・効率化の実現による持続可能な行政サービスの確保に資するよう、下記のとおり地方財政措置を講ずることとしたため、各地方公共団体においては、地域の実情に応じて積極的に取り組んでいただくようお願いします。

また、都道府県市町村担当課におかれましては、管内市区町村に対して周知いただくようお願いします。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1 地方財政措置

(1) RPAの導入経費について

① 措置の概要

都道府県又は市町村におけるRPAの導入に係る経費について特別交付税措置を講ずる。

※ RPAとは、ソフトウェア上のロボットにより業務工程を自動化するも

のをいう。(本措置においては、一定のルールに基づき、非定型業務を自動化し、自治体内部事務の高度化・効率化に資する業務を含む。)

② 対象経費

RPAの導入に要する以下の経費。

ソフトウェア費用、ライセンス費用、導入設定作業費用(シナリオ作成費用等)、導入にあたってのサポート費用、研修費用、業務分析費用、運用指針等作成費用、入力データ作成ツール導入費用(OCR等)、サーバ設置費用(サーバ型RPA導入等必要な場合) 等

③ 措置率

0.3(財政力補正あり)

(2) 共同オンライン申請システムの導入経費について

① 措置の概要

令和4年度末までに、共同利用における汎用的電子申請システム(※1)を導入し、電子申請(※2)の受付を開始する都道府県又は市町村に対して、その導入に要する経費について特別交付税措置を講ずる。

(※1) 複数の手続をオンラインにより受け付けることができるとともに、当該職員でも、容易に手続の追加が可能となるシステム(マイナポータルのびったりサービスを含む。)

(※2) 「デジタル・ガバメント実行計画(令和元年12月20日閣議決定)別紙5 地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」を含んでいること

② 対象経費

共同オンライン申請システムに要する以下の項目に係る経費。

オンライン申請システムの導入費用(電子申請を共同利用している既存グループが存在する場合には、既存システムの改修費用)、システムの要件定義費用、団体マスタ登録費用、都道府県によるポータルサイト設置費用、都道府県によるポータルサイトへ当該団体のコンテンツ掲載費用、当該団体のコンテンツ(申請者向け・職員向け)作成費用、システム導入時の運用テスト費用 等

③ 措置率

0.5(財政力補正あり)

(3) インフラ点検に必要なドローン等の導入経費について

① 措置の概要

インフラ施設の適正管理等を推進するため、令和5年度末までに都道府県又は市町村における施設の点検の効率化・充実に資するドローン及びICTデータベースシステムの導入に要する経費について特別交付税措置を講ずる。

② 対象経費

河川管理施設、砂防関係施設、海岸保全施設、港湾施設、治山施設・林道、漁港施設及び農業水利施設等（個別施設計画を策定済みである施設に限る。）で用いる以下の機器やシステムの導入に要する経費。

- ・遠隔操縦又は自律で移動するカメラ・GPSを備えた無人航空機等
- ・タブレット等（写真撮影・データ入力が可能）と連動し、点検・維持補修等に関するデータを記録・保存して一元管理するデータベースシステム 等

③ 措置率

0.5（財政力補正あり）

(4) 地方公務員向けテレワークの導入経費について

① 措置の概要

地方公共団体における職員向けテレワークの導入に係る経費について特別交付税措置を講ずる。（新型コロナウイルス感染症対策のため令和2年2月17日から令和2年3月31日に導入した場合についても、令和2年度算定の対象とする。）

※ テレワークとは、職員が所属する組織の所在場所（オフィス）から離れたところにおいて、通信ネットワークによる外部接続及びICT機器（PC、タブレット端末、スマートフォン等通信機能を備えた電子機器）を活用し業務に従事することをいう。具体的には、「在宅勤務」「サテライトオフィス勤務」「モバイルワーク」の3つの形態がある。

② 対象経費

テレワーク環境の構築に要する以下の経費。

ICT機器導入に係る費用、外部接続情報システム・コミュニケーションツールに係る費用、ソフトウェア費用、ライセンス費用、シンクライアント化等のセキュリティ対策に係る費用、サーバ設置費用、導入にあたってのサポート費用 等

③ 措置率

0.5（財政力補正あり）

2 留意事項

- (1) 本措置は非適債経費のみを対象とするものである。
- (2) 本措置は導入に要する経費について対象とするものであり、維持管理経費は対象外である。
- (3) 機器等の導入にあたり、リース契約等の長期継続契約を締結する場合は、当該契約に係る初年度の経費を対象経費に含む。
- (4) 都道府県と市町村又は複数市町村が連携して事業を行う場合における都道府県から市町村への交付金等又は市町村間における負担金等についても措置の対象とする。
- (5) 既存の特別交付税措置のうち以下の事業に係るものについては、本措置に統合することとする（条項は特別交付税に関する省令（昭和51年自治省令第35号））。
 - ・RPAの導入推進（附則第6条第1項第32号及び附則第7条第6項第24号）
 - ・点検のためのICTデータベースシステム・ドローン導入（附則第6条第6項及び附則第7条第12項）

<連絡先>

（RPAの導入経費）

総務省 情報流通行政局 地域通信振興課

担 当：植村補佐、大石専門職、郡山事務官

電 話：03-5253-5758（直通）

（共同オンライン申請システムの導入経費）

総務省 自治行政局 地域政策課 地域情報政策室

担 当：鈴木補佐、榎本係長、櫛橋事務官

電 話：03-5253-5525（直通）

（インフラ点検に必要なドローン等の導入経費）

総務省 自治財政局 調整課

担 当：萩原補佐、小倉主査

電 話：03-5253-5618（直通）

(地方公務員向けテレワークの導入経費)

総務省 自治行政局 公務員部 女性活躍・人材活用推進室

担 当：吉高補佐、安藤係長、山田事務官

電 話：03-5253-5546 (直通)

総務省 情報流通行政局 情報流通高度化推進室

担 当：諏訪補佐、澤田係長、鈴木事務官

電 話：03-5253-5751 (直通)